

市区町村別集計項目(推進体制等)

青森県	
市区町村数	40

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有		無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法
						5	8	2			40				
2	201	青森市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	青森市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日	0	青森市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0
2	202	弘前市	ひとつづくり推進室	1	2	0	1				0	弘前市男女共同参画プラン2018~2022	2018年11月1日 ~ 2023年3月31日	1	1
2	203	八戸市	市民連携推進課	1	2	0	1	八戸市男女共同参画基本条例	2001年9月27日	2001年10月1日	0	第4次八戸市男女共同参画基本計画 ~ 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2017~	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1
2	204	黒石市	企画課	1	2	1	1				0	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
2	205	五所川原市	男女共同参画室	1	2	0	1				0	第4次五所川原市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1
2	206	十和田市	総務課	1	2	1	1				0	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1
2	207	三沢市	広報広聴課	1	2	1	0				0	第2次みさわハーモニープラン~男女共同参画社会をめざして~	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
2	208	むつ市	市民連携課	1	2	0	0				0	第2次むつ市男女共同参画推進基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1
2	209	つがる市	企画調整課	1	2	0	1				0	第2次つがる市男女共同参画プラン	2017年3月 ~ 2026年3月	1	0
2	210	平川市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第3次平川市男女共同参画推進プラン ひらかわきらめきプラン	2017年3月 ~ 2022年3月	1	1
2	301	平内町	総務課	1	2	0	0				0	第2次平内町男女共同参画プラン~豊かな人間性と郷土を求めて~	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
2	303	今別町	総務企画課	1	2	0	0				0	第3次今別町男女共同参画推進計画	2019年3月 ~ 2023年3月	1	1
2	304	蓬田村	健康福祉課	1	2	0	0				0	第2次蓬田村男女共同参画推進計画~みんなが輝き、支える社会を目指して~	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1
2	307	外ヶ浜町	総務課	1	2	0	0				0	第二次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1
2	321	鱒ヶ沢町	政策推進課	1	2	0	0				0	鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン ~ 尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして~	2012年4月 ~ 2021年3月	0	1
2	321	鱒ヶ沢町	政策推進課	1	2	0	0				0	鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン ~ 尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして~	2012年5月 ~ 2021年4月	0	1
2	343	西目屋村	住民課	1	2	0	0				0	西目屋村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1
2	361	藤崎町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1
2	362	大鰐町	総務課	1	2	0	0				0	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1
2	367	田舎館村	総務課	1	2	0	0				0	田舎館村男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1
2	381	板柳町	板柳町教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				0	板柳町男女共同参画推進計画	2012年3月 ~ 2022年3月31日	0	1
2	384	鶴田町	教育委員会	2	2	0	0				0	鶴田町男女共同参画推進計画	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1
2	387	中泊町	総合戦略課	1	2	0	0				0	第2次男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1
2	401	野辺地町	地域戦略課	1	2	0	0				0	野辺地町男女共同参画基本計画~お互いを理解・尊重し協働で創る明るく元気ある未来~	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1
2	402	七戸町	企画調整課	1	2	0	0				0	第2次七戸町男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1
2	405	六戸町	総務課	1	2	0	0				0	六戸町男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2021年3月31日	0	1
2	406	横浜町	企画財政課	1	2	0	0				2	横浜町男女共同参画基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
2	408	東北町	企画課	1	2	1	0				0	東北町男女共同参画プラン~"あきらめ"から"チャレンジ"のステージへ~	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
2	411	六ヶ所村	社会教育課	2	2	0	0				0	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画	2011年3月 ~ 2020年3月	0	1
2	412	おいらせ町	政策推進課	1	2	0	0				0	第3次おいらせ町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0
2	423	大間町	総務課	1	2	0	0				0	大間町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有		無	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法
2	424	東通村	企画課	1	2	0	0			0	東通村男女共同参画推進計画	2019年11月 ~ 2023年11月	1	1	
2	425	風間浦村	総務課	1	2	0	0			0	風間浦村男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
2	426	佐井村	総合戦略課	1	2	0	0			0	佐井村男女共同参画推進計画 ~女性がいまいきと活躍するむら~	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
2	441	三戸町	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室	1	2	0	0			0	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	2020年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	0	
2	442	五戸町	総合政策課	1	2	0	0			0	第2次五戸町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
2	443	田子町	政策推進課	1	2	0	0			0	田子町男女共同参画計画 ~手をつなぎ共に歩もう ゆとりと活気のある町(たっこ)~	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1	
2	445	南部町	住民生活課	1	2	0	0			0	第二次南部町男女共同参画社会基本計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
2	446	階上町	総務課	1	2	0	0			0	階上町男女共同参画プラン	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
2	450	新郷村	総務課	1	2	0	0			0	新郷村男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号				直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
																		0
			1								0	1	0	1	0	0	1	0
2	201	青森市	青森市男女共同参画プラザ	カダール	030-0801	青森市新町1丁目3番7号アウガ5F	017-776-8800	017-776-8828	http://www.kadar-acor.jp/		○		○					○
2	202	弘前市																
2	203	八戸市																
2	204	黒石市																
2	205	五所川原市																
2	206	十和田市																
2	207	三沢市																
2	208	むつ市																
2	209	つがる市																
2	210	平川市																
2	301	平内町																
2	303	今別町																
2	304	蓬田村																
2	307	外ヶ浜町																
2	321	鱒ヶ沢町																
2	323	深浦町																
2	343	西目屋村																
2	361	藤崎町																
2	362	大鰐町																
2	367	田舎館村																
2	381	板柳町																
2	384	鶴田町																
2	387	中泊町																
2	401	野辺地町																
2	402	七戸町																
2	405	六戸町																
2	406	横浜町																
2	408	東北町																
2	411	六ヶ所村																
2	412	おいらせ町																
2	423	大間町																
2	424	東通村																
2	425	風間浦村																

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	所在地等					施設 形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営			
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
2	426	佐井村																
2	441	三戸町																
2	442	五戸町																
2	443	田子町																
2	445	南部町																
2	446	階上町																
2	450	新郷村																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他		
			1							1	1	1	1	0	1	1	0	0	
2	201	青森市	青森市男女共同参画プラザ	2001年1月26日	14	0	37,596	○	○	○	○			○	○				託児室の管理・運営
2	202	弘前市																	
2	203	八戸市																	
2	204	黒石市																	
2	205	五所川原市																	
2	206	十和田市																	
2	207	三沢市																	
2	208	むつ市																	
2	209	つがる市																	
2	210	平川市																	
2	301	平内町																	
2	303	今別町																	
2	304	蓬田村																	
2	307	外ヶ浜町																	
2	321	鱒ヶ沢町																	
2	323	深浦町																	
2	343	西目屋村																	
2	361	藤崎町																	
2	362	大鰐町																	
2	367	田舎館村																	
2	381	板柳町																	
2	384	鶴田町																	
2	387	中泊町																	
2	401	野辺地町																	
2	402	七戸町																	
2	405	六戸町																	
2	406	横浜町																	
2	408	東北町																	
2	411	六ヶ所村																	
2	412	おいらせ町																	
2	423	大間町																	
2	424	東通村																	
2	425	風間浦村																	
2	426	佐井村																	
2	441	三戸町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業								その他		
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・ 提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流		調査研究	
2	442	五戸町																
2	443	田子町																
2	445	南部町																
2	446	階上町																
2	450	新郷村																

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			3			10	0	0.0	11	0	0.0	30	1	3.3	22	0	0.0	3,460	158	4.6
2	201	青森市	1996年10月22日	「男女共同参画都市」青森宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							407	16	3.9
2	202	弘前市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	7	2.1
2	203	八戸市	2001年6月25日	はちのへ男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							466	18	3.9
2	204	黒石市				1	0	0.0	1	0	0.0							151	9	6.0
2	205	五所川原市				1	0	0.0	1	0	0.0							268	22	8.2
2	206	十和田市				1	0	0.0	1	0	0.0							292	19	6.5
2	207	三沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	9	8.3
2	208	むつ市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	4	2.5
2	209	つがる市				1	0	0.0	1	0	0.0							131	2	1.5
2	210	平川市				1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
2	301	平内町										1	0	0.0	1	0	0.0	-	-	
2	303	今別町										1	0	0.0	0	0		17	0	0.0
2	304	蓬田村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
2	307	外ヶ浜町										1	1	100.0	0	0		40	1	2.5
2	321	鯉ヶ沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	1	1.4
2	323	深浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
2	343	西目屋村										1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
2	361	藤崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	3	6.3
2	362	大鱗町										1	0	0.0	0	0		22	1	4.5
2	367	田舎館村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
2	381	板柳町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
2	384	鶴田町										1	0	0.0	1	0	0.0			
2	387	中泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
2	401	野辺地町	2000年8月26日	野辺地町男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
2	402	七戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	122	12	9.8
2	405	六戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	7	14.0
2	406	横浜町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
2	408	東北町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	10	9.2
2	411	六ヶ所村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
2	412	おいらせ町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	1	1.8
2	423	大間町										1	0	0.0	0	0		17	2	11.8
2	424	東通村										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
2	425	風間浦村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
2	426	佐井村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
2	441	三戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
2	442	五戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6
2	443	田子町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	4	8.3
2	445	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	0	0.0
2	446	階上町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
2	450	新郷村										1	0	0.0	0	0		46	4	8.7

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他



都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
	青森市							19	15	927	297	32.0	3	0	7	0	0.0								
	弘前市							3	2	121	27	22.3	0	0	0	0									
	八戸市							4	3	201	60	29.9	0	0	0	0									
	黒石市							2	2	146	47	32.2	1	0	2	0	0.0								
	五所川原市							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	十和田市							6	5	183	64	35.0	0	0	0	0									
	三沢市							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	むつ市							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	つがる市							2	1	40	5	12.5	0	0	0	0									
	平川市							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	平内町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	今別町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	蓬田村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	外ヶ浜町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	鱒ヶ沢町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	深浦町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	西目屋村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	藤崎町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	大鱒町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	田舎館村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	板柳町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	鶴田町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	中泊町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	野辺地町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	七戸町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	六戸町							0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0.0							
	横浜町							1	1	96	49	51.0	1	0	1	0	0.0								
	東北町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	六ヶ所村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	おいらせ町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	大間町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	東通村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	風間浦村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	佐井村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	三戸町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	五戸町							1	1	140	45	32.1	0	0	0	0									
	田子町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	南部町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	階上町							0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	新郷村							0	0	0	0	0	0	0	0	0									



調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問4で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
			1の合計	36	5	0	23		2		22	22	22	22	25	19		
			2の合計	1	31		23	13		34		5	5	9	8	11	9	
			3の合計	3		13	0		0		0	0	0	0	1	1		
			4の合計	0							13	13	9	10	3	10		
2 201	青森市	4	青森市議会	1	2	2	1	青森市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
2 202	弘前市	1	弘前市議会	1	2	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2		
2 203	八戸市	1	八戸市議会	1	2	2	1	八戸市議会会議規則 ■第1章 議員 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ■第2章 委員会 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
2 204	黒石市	4	黒石市議会	1	2	2	1	黒石市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2		

都 道 府 県 コ シ ド	市 区 町 村 コ シ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
			議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
2	205	五所川原市	1	五所川原市議員の旧姓使用に関する規程 第3条 職員は、本人の意思に基づき、この規程に定める手続きを経ることにより、別表に掲げる市の文書等に旧姓を使用することができる。	1	2	2	1	五所川原市議会議員規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	
2	206	十和田市	1	十和田市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上制限や混乱を招かぬものについて、旧姓を使用することができる。	1	2	3	2		2	4	4	2	4	2	4
2	207	三沢市	1	三沢市議員旧姓使用取扱要綱 (議員の旧姓使用)第3条 職員は、本人の意思に基づき、この要綱に定める手続きを経ることにより、別表に掲げる市の文書等に旧姓を使用することができる。	1	2	2	1	三沢市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
2	208	むつ市	1	むつ市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この訓令は、議員の個性が尊重され、能力を發揮しやすし職権確保を確保するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 第3条 職員は、本人の意思に基づき、この訓令に定める手続きを経ることにより、別表に掲げる文書等に旧姓を使用することができる。	1	2	2	1	むつ市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
2	209	つがる市	1	つがる市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、本人の意思に基づき、この訓令に定める手続きを経ることにより、別表に掲げる文書等に旧姓を使用することができる。	1	2	2	1	つがる市議会議員規則 第2条2項、第91条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
2	210	平川市	4	平内町議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書により、所属長を経由して町長に届出なければならない。	1	2	2	1	平川市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
2	301	平内町	1	平内町議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書により、所属長を経由して町長に届出なければならない。	1	2	2	1	平内町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を併付し、当日の間接時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
2	303	今別町	4		1	2	3	2		2	2	2	2	2	2	

都 道 府 県 コ シ ド	市 区 村 町 コ シ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
			議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
2304	蓮田村	4	蓮田村議会	1	2	2	1	蓮田村議会会議規則 第2条2前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
2307	外ヶ浜町	4	外ヶ浜町議会	1	1	2	1	外ヶ浜町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の9週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条第2項)	2		1	1	1	1	1	1
2321	勢ヶ沢町	1	勢ヶ沢町議会	1	2	2	1	勢ヶ沢町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
2323	深浦町	4	深浦町議会	1	2	2	1	深浦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
2343	西目屋村	4	西目屋村議会	1	2	3	2		2		2	2	2	2	2	4
2361	磯崎町	4	磯崎町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4
2362	大野町	4	大野町議会	1	2	2	1	大野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
2367	田舎籠村	4	田舎籠村議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	2	2
2381	板柳町	4	板柳町議会	1	2	3	2		2		4	4	2	2	2	4
2384	鶴田町	4	鶴田町議会	1	2	2	1	鶴田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 村 コ ロ シ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。」	問3 問1で、1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で、1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
			議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
2387	中泊町	1	中泊町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、中泊町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書、経費な文書等で職務遂行又は事務処理上困難や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓は使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出し承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)によりその旨を所属長を経由して当該承認を受けた職員に通知するものとする。	中泊町議会	1	2	2	1		2	1	1	1	1	1		
2401	野辺地町	1	野辺地町職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この訓令は、野辺地町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを遂げるため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	野辺地町議会	1	2	2	1		1	1	1	1	1	1		
2402	七戸町	2		七戸町議会	1	2	3	2		2			4	4	2	2	2
2405	六戸町	4		六戸町議会	1	2	2	1	六戸町議会会議規則 第2条第2項	2			1	1	1	1	1
2408	横浜町	2		横浜町議会	1	2	2	1	横浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために欠席できないときはその理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 村 町 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
2	408	東北町	4				1		東北町議会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産するため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
2	411	六ヶ所村	1	六ヶ所村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。	六ヶ所村議会	3							4	4	4	4	2	4
2	412	おいらせ町	1	おいらせ町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに親性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が結婚、養子縁組その他の事由により戸籍上の姓を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	おいらせ町議会	1	1	2	1		2		2	2	2	2	2	2
2	423	大間町	4		大間町議会	3							2	2	2	2	2	2
2	424	東条町	3		東条町議会	1	1	3	2		2		4	4	4	4	1	4
2	425	風間浦村	4		風間浦村議会	3							4	4	4	4	1	1
2	426	佐井村	4		佐井村議会	1	1	3	2		1		4	4	4	4	1	4
2	441	三戸町	1	三戸町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条旧姓を使用することができるものは、次の各号に該当するものであって、おおむね別表第一にかかげるものとする。一 組織内部で使用される文書で、職員の同一性が容易にできるもの。二 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの。三 前二号に掲げるもののほか、特に支障がないと任命権者が認めるもの。	三戸町議会	2							2	2	2	2	2	2
2	442	五戸町	4		五戸町議会	1	2	2	1	五戸町議会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
2	443	田子町	4		田子町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4
2	445	南郷町	4		南郷町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	3	3
2	446	陸上町	4		陸上町議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4
2	450	新郷村	2		新郷村議会	1	1	3	2		2		4	4	2	2	2	2

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 高 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。								
				問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあるかどうか。										
					1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後取組む予定である。	3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後取組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)
					0	2	2	1	0	0	0	0	1	1						2		
					0	2	7	0	1	0	0	0	6	2						32		
					0	0	31	0	0	1	0	0	33	2						6		
					40	36	0	0	0	0	0	0	0	35								
				2 201	青森市	4	2	3						3	2					1		青森市地域防災計画
				2 202	弘前市	4	2	3						3	4					2		女性団体等に対する各種連絡等に関するこ
				2 203	八戸市	4	1	3						3	2					2		
				2 204	黒石市	4	4	3						3	1					2		黒石市議会先例・申し合わせ事項 15 通称の使用について 1 通称(公職選挙法制度の通称)を議員氏名として使用したい議員は、議長に対し通称使用許可の申請をすることとし、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。
				2 205	五所川原市	4	4	1		2				3	4					2		
				2 206	十和田市	4	4	3						3	4					2		
				2 207	三沢市	4	4	3						3	4					2		
				2 208	むつ市	4	4	3						3	4					2		
				2 099	つがる市	4	4	3						3	3					2		
				2 210	平川市	4	4	3						3	4					2		
				2 301	平内町	4	4	2						2	4					2		
				2 303	今別町	4	4	3						3	4					2		
				2 304	蓬田村	4	4	2						2	4					2		
				2 307	九戸町	4	4	3						3	4					2		
				2 321	藤沢町	4	4	3						3	4					2		
				2 323	愛通町	4	4	2						2	4					2		
				2 343	西目屋村	4	4	2						3	4					3		
				2 351	藤崎町	4	4	2						3	4					2		
				2 362	大鰐町	4	4	3						3	4					2		
				2 367	田舎館村	4	4	3						3	4					3		
				2 381	坂根町	4	4	3						3	4					2		
				2 384	龍田町	4	4	2						2	4					3		
				2 387	中泊町	4	1	3						3	4					2		
				2 401	野辺地町	4	4	3						3	4					3		
				2 402	七戸町	4	4	3						3	3					2		
				2 405	六戸町	4	4	3						3	4					2		
				2 406	種市町	4	4	2						2	4					2		
				2 408	東上町	4	4	3						3	4					2		
				2 411	六ヶ所村	4	4	3						3	4					2		
				2 412	おいらせ町	4	4	3						2	4					3		
				2 423	大間町	4	4	3						3	4					1		大間町地域防災計画 防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定・進捗及び影響における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。
				2 424	東通村	4	4	3						1	4					3		
				2 425	黒川津村	4	4	3						3	4					2		
				2 426	佐土村	4	4	3						3	4					4		
				2 441	三戸町	4	4	3						3	3					2		

都 道 市 区 村	市 区 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	→ 防1 論 止 に ハ あ 規 関 定 す ら 等 り メ 等 ン 等 が 定 ト	相に2 談 関 悉 す ハ を 議 入 を 議 員 置 向 ン し け ト	向 防 3 け 止 研 に ハ 研 に ハ 修 関 関 を す ス 行 る メ 議 ン て 員 ト	4 ・ そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定がなく、適用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不平等)	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
2	442	五戸町	4	4	1	1	3			五戸町議員のハラスメントの防止等に関する条例 (町長等及び議員の責務) 第8条(略) 3 町長、副町長、教育長、行政委員会の委員長及び委員(以下「町長等」という。)ならびに町議会議員(以下「議員」という。)は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 4 町長等及び議員は、ハラスメントの事実が疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑念の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 (苦情処理委員会) 第9条(略) 4 委員会は、相談・苦情に係る当該者が町長等又は議員である場合は、前項第2号に規定する委員に代えて臨時に2名以内の委員を別に置くことができる。 6 委員会は、調査審議に当たり、必要に応じて町長等、議員、職員その他苦情・相談に関係する者に対して聴取することができる。 (対応措置) 第11条 町長は、事実関係の公平な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、次の各号の行為若しに対し、当該各号に定める内容を行うことができる。 (1)町長等または議員 公表	3	4		2	
2	443	田子町	4	4	3						3	4		2	
2	445	唐船町	4	4	3						3	4		2	
2	446	龍上町	4	4	3						3	4		2	
2	450	新堀村	4	4	3						3	4		2	